

平成29年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開 議 平成29年3月21日 (火)

閉 会 平成29年3月21日 (火)

仁 木 町 議 会

平成29年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 平成29年3月21日（火） 午前 9時30分
 閉 会 平成29年3月21日（火） 午前10時13分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（ 新 見 信 ）
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 議 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから、会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月10日に引き続き、5番・宮本議員及び6番・林議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る3月16日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等、議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が、追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月10日に委員会付託された議案10件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4から第6の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第7・委員会の閉会中の継続審査、日程第8・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。水田委員長。

○委員長（水田 正）皆さん、おはようございます。

平成29年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、予算特別委員会審査報告書。平成29年3月21日提出、平成29年度各会計予算

特別委員会 委員長 水田 正。記といたしまして、平成29年3月10日付託、付託事件につきましては、平成29年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号の条例制定、議案第6号ないし、議案第9号の条例改正、議案第10号の指定管理者の指定、議案第11号ないし、議案第14号の平成29年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月16日付、横関議長あての委員会報告書でございます。平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし、議案第14号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託案件、合計10件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者及び委員会条例第18号の規定により出席を求めた者、並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する、平成29年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ副町長、教育長ほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例制定、条例改正、指定管理者の指定議案、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について、一括して説明を受け、議案ごとに、質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。審査の内容につきましては、議案第5号の仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定の審査では、事業スケジュール、分担金の賦課及び徴収時期などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第6号の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、5ページでございます。議案第7号の仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部改正の審査では、申請受付停止の理由、受付停止の周知方法などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第8号の仁木町国民健康保険税条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第9号の仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部改正の審査では、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント支援事業、訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業を条文から削除する理由についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第10号のふれあい遊トピア公園及び町民スキー場の指定管理者の指定についての審査では、パークゴルフ場の入込数、パークゴルフ場における自主事業の提案内容、指定管理者の公募方法などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第11号の一般会計予算の審査では、歳出で、地域おこし協力隊の公募方法、地域公共交通の検討結果、放課後児童クラブのあり方、地域子育て支援拠点事業における町外在住利用者の取り扱い、火葬場の管理状況、ゴミ収集運搬車購入事業、農業担い手育成事業の基準、ワインツーリズム振興事業、町PRパンフレット制作事業、町道種川線改良工事、除雪委託料の算定方法、防災行政無線の設置状況、学校図書館の管理状況などについての質疑・確認があり、歳入では、財産売却収入の減額理由、ふるさと振興基金の用途などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第12号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、一般管理費の増額理由、短期人間ドック委託料及び特定健康診査委託料などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第13号の簡易水道事業特別会計の予算の審査では、ワイナリー事業者の水需要増加における対応策などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第14号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び

討論はありませんでした。

次に、6ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第6号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第7号、仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第8号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第9号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第11号、平成29年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第12号、平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第13号平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第14号、平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたします。平成29年3月16日。仁木町議会議長 横関一雄様。平成29年度各会計予算特別委員会、委員長、水田 正。

以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

水田委員長、自席へお戻りください。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について』は、委員長報

告のとおり可決されました。

付託議案第6号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第7号

仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第8号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第9号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第10号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第11号

平成29年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『平成29年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『平成29年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『平成29年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第12号

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第13号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第14号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 意見案第1号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第4、意見案第1号『安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の3ページです。意見案第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年3月9日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、4ページに記載のとおりです。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第2号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第2号『指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の5ページです。意見案第2号、指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年3月9日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、6ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第3号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第3号『無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第3号、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年3月9日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

します。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第7『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長、住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第8『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成29年第1回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決を賜り、心より感謝を申し上げます。今年は改選期の年でありますので、本定例会が私にとりまして一期目最後の定例会となりますわけですが、私自身の一期4年間の経過を振り返りますと、今までの様々な出来事が走馬灯のように頭を駆けめぐっております。就任当初、浅学非才の身でありました私に、議員の皆さま方をはじめ多くの方々からご指導やご支援を賜り、時には叱咤激励の言葉を賜りましたことに対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。私自身、本町の未来に向けていろいろ種を蒔き、ひたむきに邁進してまいりましたが、すぐに芽が出てくるものもあれば発芽するまでに時間がかかるものもあります。水を与えるのを怠ると上手に生育しませんし、水を与え過ぎてもいけません。人は作物を育てるのと同じだと例えられますが、事業を構築する上でも同じことが言えます。特に、新たな事業を手がける際には、失敗することの恐れが生じるものでありますが、挑戦して失敗することを恐れるよりも、何もしないこと恐れると常に自分にいい聞かせ、時には職員に対しても叱咤してまいりました。人は安定や現状維持を望む傾向が強いですが、安定とは成長や発展の上で成立するものであり、これまでの仁木町の長い歴史を見ても先人たちが将来の町の発展のために、いかなる困難をも乗り越えてきた積み重ねが今の礎を築いてきたことを、今の時代を生きる我々は決して忘れてはいけません。従いまして、平成28年第4回定例会の場でも述べさせていただきましたが、私自身もこの思いを断ち切ることなく、再度、挑戦心を持ち自立した地域を目指して、職員、議員、町民の皆さまと共に取り組んでまいり所存でございます。

さて、3月限りで定年退職される、鈴木教育次長、門脇出納室長におかれましては、長い間行政職員として職務を果たされ、課長職に就かれてからは重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りし心から感謝を申し上げます。大変ご苦労様でした。

また、4月からは新たな体制の下に緻密な行政運営を目指し邁進してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、年度末に入り、何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第1回定例会を閉会するにあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。今定例会には、平成28年度の補正予算をはじめ、平成29年度の当初予算、更には、条例制定や条例改正案など数多くの議案を審議いたしました。議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができました。また、佐藤町長をはじめ、美濃副町長、角谷教育長、更に管理職の皆さんには、本会議、予算特別委員会において熱心な説明や答弁をいただき、感謝申し上げます。佐藤町長におかれましては、今定例会が任期最後の新年度予算編成とい

うこともあり、骨格予算での予算審議となりましたが、予算委員会での各委員からの質問や意見に対し、真摯に答弁いただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、本日、説明員として出席いただいた管理職には今定例会を最後とする管理職が2名いらっしゃいます。退職される2名の方には、議会や議員への様々な対応、説明場面が思い起こされるものと察するところでもあります。昭和54年に奉職され、平成23年からは課長職として議会に出席いただきました、鈴木教育次長。また、平成元年に奉職され、平成21年からは課長職として議会に出席いただきました、門協会計管理者。本当に長い公務員生活、大変お疲れ様でございました。今後も、健康にご留意されまして、ますますご壮健にて、外からの目線で、行政や議会に対しまして、ご助言やご提言をいただければと思うところでもあります。議員一同、お二人の前途がこれからの人生において、有意義で充実した時間となりますようご祈念申し上げます。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時13分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成29年3月9日～3月21日（13日間）
 3日目 平成29年3月21日（火）
 （開議～午前9時30分／閉会～午前10時13分）

議案 番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第1号	平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第6号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第7号 仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第8号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第9号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第10号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第11号 平成29年度余市郡仁木町一般会計予算	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第12号 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第13号 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H29. 3. 21	原案可決
	付託議案第14号 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H29. 3. 21	原案可決
意見案 第1号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書	H29. 3. 21	原案可決
意見案 第2号	指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書	H29. 3. 21	原案可決
意見案 第3号	無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書	H29. 3. 21	原案可決